

MHM Asian Legal Insights

第 154 号 (2023 年 8 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インドネシア : [保健オムニバス法の施行について](#)
2. タイ : [取引競争委員会におけるリニエンシー制度の法制化の検討](#)
3. フィリピン : [改正公共サービス法の施行規則](#)
4. シンガポール : [①: 非上場大企業に気候変動関連情報の開示を義務付ける制度案の意見公募手続の開始](#)
[②: 賃貸借契約における交渉の公平性を確保するための行動規範に関する法案の提出](#)
5. マレーシア : [担保権の失効についての連邦裁判所判決](#)
6. ミャンマー : [①: ミャンマー中央銀行による外国為替管理の近時の動向～輸出代金への強制兌換措置の適用について](#)
[②: 国家緊急事態宣言の再度の延長 \(2023 年 8 月 1 日\)](#)
[③: オンラインセールス事業者の登録に関する Notification の公表](#)

今月のコラム [ーベトナムコーヒー \(Cà Phê\) よもやま話ー](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 154 号 (2023 年 8 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. インドネシア : 保健オムニバス法の施行について

インドネシアでは、2023 年 8 月 8 日付けで保健に関する法律 2023 年 17 号 (「保健オムニバス法」) が施行されています。保健オムニバス法は、従前の保健に関する法律 2009 年 36 号を含む医療分野に関する主要な法律を、一つの法律で包括的に改正・廃止するというオムニバス法形式の法律となります。

MHM Asian Legal Insights

(1) 保健オムニバス法制定の経緯・概要について

保健オムニバス法の法案には、従前インドネシア医師会等に与えられていた権限を中央政府等に集約する改正が含まれていたことから、医師会等からの強い反発が示されていましたが、結果的にはこれを押し切る形で法律として制定されています。

同法は、医療分野に関する事項を広範に規定しており、①医療従事者の責任、②デジタル医療、③BPJS（インドネシアの社会保障制度）による保障対象の拡充及び④医療に関する情報の取扱い等について規定しています。

本レター143号（2022年10月号）でも紹介したとおり、インドネシアでは、2022年10月に個人情報保護法が施行されているところ、保健オムニバス法は、医療に関する個人情報を取り扱う者に対して、個人情報保護法、電子システム・取引に関する政府規則2019年71号（「電子システム・取引規則」）、電子システムにおける個人情報保護に関する通信情報大臣規則2016年20号（「電子システム個人情報保護規則」）といい、個人情報保護法、電子システム・取引規則と併せて「個人情報保護関連法令」よりも厳しい規制を課している部分が存在します。

以下では、保健オムニバス法に規定されている個人情報に関する規制について、個人情報保護関連法令との差異を紹介します。

(2) データローカライゼーションについて

個人情報保護法上、個人情報が保存されるサーバー等をインドネシア国内に設置する義務（データローカライゼーション義務）は規定されていません。

一方で、電子システム運営者（単独又は共同で、ユーザーに向けて、自ら又は他社の必要性のため、電子システムを提供、管理、運営する、全ての個人、政府機関、事業者等）に対して適用される電子システム・取引規則上は、電子システム運営者のうち、公的電子システム運営者（政府機関及び政府機関に指定された機関）については、データローカライゼーション義務が課せられており、公的電子システム運用者は電子システム及び電子データの処理、保存をインドネシアで行わなければならないものとされています。

保健オムニバス法では、保健情報システム運営者は、保健データ・情報について、原則として、インドネシア国内において情報の管理・処理・保存等を含む情報処理を行うことが求められています（なお、保健オムニバス法上、「保健情報システム運営者」、「保健データ・情報」については定義が定められていません。）。

つまり、保健オムニバス法上は、民間の電子システム運営者の場合であっても、保健情報システム運営者である限り、データローカライゼーションの義務が課せられることになり、個人情報保護関連法令よりも厳しい要件が課されています。

MHM Asian Legal Insights

(3) データの国外移転について

個人情報保護法上、個人情報の国外移転については、①情報の移転先国における個人情報保護の水準がインドネシアと同等以上である場合に認められるとされています。また、上記の条件が満たされない場合であっても、②法的拘束力を持った適切な個人情報保護体制が確保されている場合にも認められるとされています。さらに、②の条件すら満たされない場合であっても、③個人情報主体から同意があった場合にも認められるとされています。

また、電子システム個人情報保護規則において、電子システム運営者が、インドネシアに所在する政府機関、地方政府、一般社会、私人のために処理する個人情報を国外に移転する場合には、通信情報大臣との連携が必要とされています。

他方で、保健オムニバス法では、保健情報システム運営者が管理するデータ・情報（なお、保健オムニバス法上は、データローカライゼーションに関する規定と異なり、「保健データ・情報」とは記載されていません。）は、中央政府の許可を得て、「特定かつ限定された目的」のためにインドネシア国外に移転することができるものとされています。「特定かつ限定的された目的」とは、保健オムニバス法の注釈において、例えば、異常事態・集団感染への対応、契約に基づく臨床共同研究のために必要なデータ移転、保健分野での国際協力等、保健データ・情報を移転する特定の目的を意味するものとされています。

つまり、保健情報システム運営者が管理する情報・データについては、中央政府の許可を得る必要があること、移転目的も限定されている点において、個人情報保護関連法令よりも厳しい要件が課されています。

上記のとおり、保健オムニバス法では、保健情報システム運営者に対して、個人情報保護法よりも重い規制を課している一方で、「保健情報システム運営者」や「保健データ・情報」の定義が定められていない点、国外移転規制の対象となる情報・データが定義されていない点等、不明確な点が存在します。

今後、保健オムニバス法や個人情報保護法の施行規則等において、これらの点が明確にされるものと思われ、今後の動向を注視する必要があります。

（ご参考）

本レター143号（2022年10月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065711/20221020-104028.pdf>

弁護士 竹内 哲
☎ +65-6593-9755（シンガポール）
✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 シャハブ 咲季
☎ +62-811-1923-4005（インドネシア）
✉ zaki.shahab@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

2. タイ：取引競争委員会におけるリニエンシー制度の法制化の検討

タイにおいては、1999年に取引競争法が施行されたものの、長らくその運用・執行は活発に行われてきませんでした。しかしながら、ASEAN 諸国全体の流れとして取引競争法の実質的な施行へ向けた動きが生じ、それに応じタイにおいても2017年に新たな取引競争法が施行され、近年は取引競争法の実質的な執行がなされるようになっていきます。

この潮流の中で、取引競争委員会事務局は、2023年6月19日、同委員会の内部的な取組についてオンラインセッションを開催しました。このセッションでは、カルテル等の反競争行為がタイ市場経済にもたらす悪影響を踏まえ、全面的に取り締まる姿勢であることを改めて確認したうえで、現在の取引競争法においては明確な規定のないリニエンシー制度（行為者の自主申告による課徴金減免制度）の導入に向け検討を進めている旨を明らかにしました。

取引競争委員会は近時、学会、シンクタンク、民間実務者と、特にリニエンシー制度の導入に焦点を当てて、取引競争法の改善に向け緊密に連携しており、今回の動向はこのような近時の流れにも合致するものです。また、今回のセッションで、取引競争委員会が他のASEAN 諸国の競争当局とも協議を進めていることが明らかにされたことから、今後国際的なリニエンシーの枠組み（一の競争当局に申請することで、複数の法域における保護やリニエンシーが得られる仕組み）が確立される可能性もあり、注目が集まります。

なお、タイの取引競争法実務においては、これまでも、法律における明文規定はないものの、反競争行為の申告者に対し、リニエンシーに類する措置をとった例があるようですが、今般の取引競争委員会によるリニエンシー制度への言及は、今後同制度に関する明確な法的枠組みを整理・構築していく態度の表明と考えられます。

以上のとおり、今後はタイの取引競争法実務においては、ASEAN 諸国と足並みをそろえつつ、リニエンシー制度の導入を含むさらなる取引競争法の制度の進展・執行の活発化が見込まれ、タイにおいて事業を展開する民間事業者においても、改めて取引競争法の重要性を確認する必要があるものと思われる。

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-009-5166 (バンコク)

✉ seiji.akimoto@mhm-global.com

弁護士 千原 剛

☎ +66-2-009-5079 (バンコク)

✉ go.chihara@mhm-global.com

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-009-5152 (バンコク)

✉ panupan.u@mhm-global.com

弁護士 西村 良

☎ +66-2-009-5169 (バンコク)

✉ makoto.nishimura@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

3. フィリピン：改正公共サービス法の施行規則

2023年3月20日、公共サービス法を改正する法律（共和国法 11659号。2022年4月7日施行。）（「改正公共サービス法」）の施行規則（Implementing Rule and Regulation：「本施行規則」）が公布され、2023年4月4日に施行されました。本施行規則の概要は、以下のとおりです。

なお、改正公共サービス法については、本レター第137号（2022年4月号）もご参照ください。

(1) 公益事業の範囲

改正公共サービス法においては、外資規制の対象となる公益事業について、配電、送電、石油等輸送システム、配水・下水システム、海港及び公益性のある車両の運営、管理又は支配に限定していますが、本施行規則においてもこの公益事業の範囲に変更はありません。

改正公共サービス法においては、大統領は、国家経済開発庁（National Economic and Development Authority）の意見を受け、外資規制の対象となる公益事業の追加を議会に要請することができることになりました（改正公共サービス法4条）。これを受けて、本施行規則においては、国家経済開発庁がある事業が公益事業に追加されるべきかを判断する際の要素として、①製品サービスがインフラストラクチャーネットワークを通じてのみ公共に提供されること、②経済規模、高い固定費、産業及び法規制を原因としない独占力に基づく自然独占（Natural Monopoly）があること、③製品サービスが生命等に必要であること、及び、④製品サービスを常時供給することが求められることが定められています（本施行規則13条）。

(2) 国家安全の観点からの M&A 等の停止措置

改正公共サービス法においては、大統領は、国家安全の観点から、直接又は間接に外資が公共サービスに対する支配（Control）を取得する M&A や投資を停止又は禁止することができることとなりました（改正公共サービス法23条）。

本施行規則においては、ある M&A 等が上記により停止又は禁止の対象となるか否かの審査（National Security Review：国家安全の審査）でどのような事項が考慮されるかが定められており、具体的には、①最高機密に分類される取引に従事する公共サービスであるか、②軍に關係する製品、兵器、国防に影響する個人情報の保管等に関する公共サービスであるか、③軍の基地等の国家安全に重要な地域に位置する公共サービスであるか、④外国投資家の性質、経歴、過去の取引、関係している訴訟の内容等が考慮されることとされています（本施行規則36条）。

国家安全の審査は、M&A 等の当事者が、契約締結の30日前までに政府当局に自主

MHM Asian Legal Insights

的に届出をする場合、又は、政府当局が自発的に調査を開始する場合に開始されます。

当事者の届出により、国家安全の審査が開始される場合、政府当局は、届出の受領から 30 日以内に初期的なリスクアセスメントを実施します。リスクアセスメントの結果、政府当局が国家安全の観点から問題ないと判断した場合には、その旨を M&A 等の当事者に伝えます。これに対し、政府当局が国家安全の観点から問題があると判断した場合には、当該判断から 60 日以内に詳細な審査を行ったうえで、大統領に対して M&A の停止等を勧告します。大統領は、この勧告を受領後 60 日以内に M&A 等の停止又は禁止を行うことができます（本施行規則 37 条）。

なお、M&A の当事者は、届出の前に、関連する政府当局に事前相談を行うことができます（本施行規則 42 条）。

(3) その他

上記の他、本施行規則においては、支配（Control）の定義の追加、外資が重要なインフラストラクチャーの過半数の資本を取得する際の要件である相互主義（Reciprocity）の要件の明確化等も行われております。

（ご参考）

本レター第 137 号（2022 年 4 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064412/20220420-125828.pdf>

弁護士 園田 観希央
☎ 052-446-8651（名古屋）
☎ 03-6266-8595（東京）
✉ mikio.sonoda@mhm-global.com

4. シンガポール

①：非上場大企業に気候変動関連情報の開示を義務付ける制度案の意見公募手続の開始

2023 年 7 月 6 日、シンガポールの会計企業規制庁（ACRA）とシンガポール取引所（SGX）は、一部の非上場企業にも気候変動関連情報の開示を義務付ける制度案について、意見の公募に関する手続を開始しました。

シンガポール取引所（SGX）に上場している 5 つの業種（①金融、②農業・食品・林産物、③エネルギー、④資材・建築、⑤輸送）の企業は、既に 2023 年度から段階的に気候変動関連情報を開示することが義務付けられており、その他の業種の上場企業は、開示又は開示しない場合にはその理由を説明することが求められていたところでした。

MHM Asian Legal Insights

今回の制度案は、2025 年度からは、全上場企業に気候変動関連情報の開示を義務付けること、そして、2027 年度からは、年間売上高が 10 億シンガポールドル（約 1,070 億円）以上の非上場企業に対しても開示義務の対象を拡大することをその内容としています。

具体的な開示内容は、International Sustainability Standards Board（ISSB）の基準で要求されている事項を踏まえたものとなっており、自社等からの直接的な排出量（スコープ 1）、他社から購入したエネルギーを使用したことによる間接的な排出量（スコープ 2）、調達から販売までの自社のサプライチェーン全体における排出量（スコープ 3）に分類すること等が求められています（なお、スコープごとに運用方法（開示時期や対象会社等）が異なります。）。

企業に気候変動関連情報の開示を義務付ける動きは、世界的にも広がっていますが、上場企業だけでなく非上場企業も開示義務の対象に含めている国は、世界的に見ても一部の国にとどまっており、シンガポールが今回の制度案を導入すれば、ASEAN 諸国で初の導入国となります。

②：賃貸借契約における交渉の公平性を確保するための行動規範に関する法案の提出

2023 年 7 月 4 日、小売店舗の賃貸借契約に関する行動規範（Code of Conduct for Leasing of Retail Premises In Singapore : 「本行動規範」）の遵守を義務付けること等を定めた新法の法案（Lease Agreements for Retail Premises Bill : 「本法案」）が国会に提出されました。

本行動規範の主な目的は、①小売店舗の賃貸借契約の交渉時における貸主とテナントの公平性を確保すること、及び、②貸主とテナントが長期的かつ有益な継続的關係を築くにあたって、双方にとって利用しやすい紛争解決の枠組みを提供することとされています。従来は本行動規範の遵守は任意とされていましたが、同法案が成立した場合、一定の賃貸借契約について本行動規範の遵守が法律上の義務となります。

法令の義務の適用対象は、本法案のうち関連する部分の施行日以後に締結され、かつ、賃貸借期間（又は延長・更新期間）が 1 年以上の賃貸借契約で小売店舗を対象とするものとなります。

本行動規範には、11 種類の具体的な行動規範が定められていますが、例えば、大要以下のようなものが含まれます。

● 独占条項の禁止

独占条項（テナントが賃貸区画から一定の範囲内において支店等を出店することを禁止したり、貸主がテナントの入居している同一建物内の区画をテナントと類似する小売業を営む競合事業者に賃貸することを禁止したりする規定）は、当事者間で合意した場合を除き、契約内容に含めてはならない。このような規定を設けた場合は、両

MHM Asian Legal Insights

当事者が共同で当局に報告しなければならない。

- 重大な不利益変更

テナントの責めに帰すことができない事情によって、事業活動を継続することが不可能となった場合に、賃貸借契約を再交渉することを推奨する。

- Security deposit (敷金)

敷金の上限額は、本行動規範で定める算定方法に従って決定することとするが、そのような方法に代えて、当事者間の合意によって敷金の金額を決定することも可能である。

敷金全額の支払いをテナントの取締役や株主等の個人に保証させる旨の規定を賃貸借契約書で定めることは許されない。ただし、テナントは、貸主の承諾を条件に、現金又は銀行保証に代えて、個人保証によることを選択できる。

貸主又はテナントのいずれかが本行動規範に違反した場合には、本法案で定められている手続に従い、紛争解決を図ることができるとされています。具体的には、以下のとおりです。

① Complaint (申立て)

貸主又はテナントが、紛争解決機関に対して、相手方の本行動規範違反を理由として不服を申し立てる。



② Mediation (調停)

紛争解決機関が、調停委員を任命する。調停委員は、和解による解決に向けて当事者をサポートする。



③ Adjudication (裁定)

調停が不成立となった場合、申立人は、紛争解決機関に対して、裁定手続への移行を申し立てることができる。紛争解決機関は、裁定委員を任命し、裁定委員は、紛争解決に向けて審理を行う。



④ Adjudication determination (裁定決定)

裁定委員が、本行動規範の違反事由の有無や、契約内容の変更の要否、補償の要否を決定する。裁定決定は、紛争に関与する全当事者を拘束する。



⑤ Enforcement (強制執行)

裁定決定は、裁判所の許可を得ることにより、裁判所の判決又は命令と同じ方法で執行することができる。また、仮に当事者間で和解が成立した場合、和解での合意内容を裁判所の命令として記録することを申請できる。



MHM Asian Legal Insights

⑥Setting aside（裁定決定の取消し）

当事者は、一定の異議申立事由に該当する場合、裁定決定又は裁定決定に従って得られた判決の取消しを申し立てることができる。

本法案が可決されれば、小売店舗の賃貸借契約について新たな規律が導入されることとなりますので、小売店舗の賃貸借に関係している当事者は同法案の行方について引き続き注視する必要があるようです。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467（シンガポール）

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 藏田 彩香

☎ +65-6593-9469（シンガポール）

✉ sayaka.kurata@mhm-global.com

5. マレーシア：担保権の失効についての連邦裁判所判決

マレーシアにおいて不動産開発を行うに際し、対象となる土地に担保を設定して開発資金を借り入れることや、取得しようとした土地に第三者による担保が設定されていることはしばしばあります。近時こうした担保についての連邦裁判所判決がありましたので紹介します。

(1) 事案の概要

ある女性が亡くなり、その遺産に管理人が選任されました。女性は生前自らが所有する土地の管理のために代理人を選任していました。代理人は1984年に銀行から借入を行い、土地上にChargeとよばれる担保を設定しました。その後代理人が期限内に借入の返済を行わなかったため、銀行は1986年に担保権の実行に関する法定の通知を行い、これに返答がなかったことから、裁判所は銀行に土地売却を認める命令を発しましたが、その後この命令は2010年に取り消されました。銀行はこれ以降、担保の実行や、借入の返済を求める行動を特にとりませんでした。

2016年に遺産管理人は、担保の抹消を求め、代理人に対し、借入を銀行に返済すること等を求める訴えを提起しました。銀行が利害関係人としてこの訴訟に参加したため、遺産管理人は、銀行が担保を実行する権利が失われていることの確認と、銀行に対する担保の抹消の命令を求める訴えを追加しました。

MHM Asian Legal Insights

マレーシアの土地に関する権利関係等を定めた法令である National Land Code の 340 条は、担保権等の土地に関する権利につき、権利者は、登録により、効力を奪われることのない権利を得ることができるとしています。ただし、同条 4(b)項は、これらの権利は法律により無効となった場合 (determination ... by operation of law) には (登録があっても) 効力が失われるとも定めています。

そして、各類型の訴訟の出訴期限を定めた法令である Limitation Act の 21 条 1 項において、抵当権その他の担保権が付された債権について、その回収、担保実行又は、担保の売却益からの回収を目的とする訴訟は、返済を受ける権利が生じてから 12 年経過後は提起できないとされています。

本事件では、①上記の Limitation Act の定めが、Charge にも適用されるかということ、②仮に Limitation Act の適用が肯定されて、12 年経過を理由として Charge の権利者に出訴制限が適用される場合、National Land Code の 340 条 4(b)項により Charge の効力が失われるかということが問題となりました。

第一審である高等裁判所 (High Court) は、遺産管理人には代理人に対し借入の返済を求める法律上の根拠がなく、また銀行は Limitation Act の 21 条 1 項により担保実行のための法的手続を取ることはできないものの、借入の全額の返済を受けるまで担保を抹消する義務がないこと等を理由に、訴えを棄却しました。控訴裁判所 (Court of Appeal) も、Limitation Act の 21 条 1 項は担保の抹消の請求を基礎づけるものではないとして、この結論を支持しました。

(2) 連邦裁判所の判断

上告審である連邦裁判所 (Federal Court) は、Limitation Act の 21 条 1 項は Charge も対象としており、Charge の実行として不動産を売却することを認める命令を求め裁判所に訴え出ることと同条による出訴制限の対象となるとしました。そして 12 年の期間制限の起算点は債務不履行が生じた時点であるとししました。そのうえで、(一旦裁判所の土地売却を認める命令が取り消されていることから) 銀行は Limitation Act の 21 条 1 項により再度土地売却を認める命令を求めて訴訟を提起することができないゆえ、Charge をもはや実行することができず、National Land Code の 340 条 4(b) 項の適用対象となっているとししました。連邦裁判所は、その結果として、銀行の担保権者としての権利は法律により無効となったため失われているとし、銀行に担保の抹消を命じました。

マレーシアでは土地が担保に提供されることも多いところ、この判決により、担保権者がいつまでに担保を実行しなければならないのか、また長期間実行されなかった担保について担保権設定者の側から抹消を求めることができることが明確化されたといえます。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919 (東京)
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

6. ミャンマー

①: ミャンマー中央銀行による外国為替管理の近時の動向～輸出代金への強制兌換措置の適用について

ミャンマー国内の外貨不足を受けたミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar：「CBM」）による外国為替管理措置（「本外為替管理措置」）の導入とその後の経過については、本レター第 136 号（2022 年 4 月号外）以降の各号においてお伝えしたとおりです。本外為替管理措置は、外国通貨のミャンマーチャットへの転換義務（「強制兌換措置」）と、外貨送金の実施に関する事前承認取得義務（「外貨送金規制」）をその内容とするものです。このうち、強制兌換措置については、その適用対象を CBM が定めることができるとされていますが、導入された 2022 年 4 月以降、CBM のスタンスが二転三転するなど、金融機関を含む現地事業者において混乱が生じています。

そのような中、CBM は、2023 年 7 月 13 日付け Notification 第 15/2023 号（「本 Notification」）において、輸出業者が輸出取引から得た外貨については、その 50%が受領から 1 営業日以内に強制兌換措置の対象となることを公表しました。本レター第 141 号（2022 年 8 月号）でお伝えしたとおり、CBM は従前、輸出取引から得た外貨について、その 65%を受領から 1 営業日以内に強制兌換措置の対象とする取扱いとしていました。なお、1 営業日以内の強制兌換措置の対象とならない部分（本 Notification 以降は、輸出代金として受領した外貨のうちの 50%）の取扱いについては本 Notification 上明記されていませんが、従前と同様、受領後 30 日間に限り、輸出業者による自己使用等が可能とされているようです。

本 Notification がどのような経緯の下で公表されたのかという点については明らかにされていません。おそらくは、輸出取引から得た外貨のうち、30 日間の自己使用等が可能な部分を従前の 35%から 50%に拡大することにより、ミャンマー国内での外貨流通量を増加させることを意図したものと推察されますが、それ以降も、外貨不足とそれに伴うチャット安の進行については改善の兆候すら見られない状態が続いています。20,000 チャット札の新規発行のニュースによりチャット安が更に進行したとの報道もあり、外国為替取引に関する混乱はまだまだ収束が見込めなさそうです。

（ご参考）

本レター第 141 号（2022 年 8 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065313/20220822-102318.pdf>

MHM Asian Legal Insights

②：国家緊急事態宣言の再度の延長（2023年8月1日）

2021年2月1日の国家緊急事態宣言（「本宣言」）の発出以降の経緯と、2023年2月1日の本宣言の再度の延長については、本レター第120号（2021年2月号外）及び下記の各号にてお伝えしたとおりです。本宣言は、当初発出から1年経過後、6か月間の延長2回を経て、2023年2月1日に更に6か月間延長されていたものですが、国防治安評議会（National Defence and Security Council）は、2023年8月1日付けのAnnouncement第2/2023号において、本宣言を2023年8月1日から更に6か月延長することを発表しました。

本レター第147号（2023年2月号外）でお伝えしたとおり、前回2023年2月1日に本宣言の延長を行った際、国防治安評議会は、国内情勢が正常化するまでは、2008年憲法に明記された2回を超えて本宣言を延長することも可能であるとの解釈を採りました。今回の延長もこれに基づくものです。今後も、国防治安評議会において国内情勢が正常化したとの判断がなされるまで、本宣言の延長が際限なく繰り返されるものと思われます。次回は、6か月後の2024年1月31日に改めて国内情勢の正常化が達成されたかどうかの見極めが行われることとなります。現地情勢が短期間に改善する見込みは現時点ほぼ見られないことからすると、本宣言の終了と、本宣言終了後半年以内に行われることとされている総選挙の実施がいつになるのかが見通せない状況が続く可能性が高いように思われます。

（ご参考）

本レター第120号（2021年2月号外）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047293/20210201-042135.pdf>

本レター第134号（2022年2月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00063987/20220221-102537.pdf>

本レター第147号（2023年2月号外）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066298/20230202-035410.pdf>

③：オンラインセールス事業者の登録に関する Notification の公表

ミャンマー商業省（Ministry of Commerce : 「MOC」）は、2023年7月21日付け Notification 第51/2023号（「本 Notification」）において、オンラインセールス事業者の登録制度を導入することを公表しました。本 Notification と同日に公表された MOC による Notification 第50/2023号によれば、本 Notification に基づくオンラインセールス事業者の登録は、本 Notification の日から6か月以内に完了する必要があるとされています。

本 Notification 上、オンラインセールス事業（online sales business）は、「オンラインのプラットフォームを通じて物品又はサービスの販売を行う事業」と定義されている

MHM Asian Legal Insights

ことからすると、インターネットを利用して物品等を販売する事業者一般が上記登録義務の対象となるのではなく、物品やサービスの販売を行う事業者と個別の顧客を結びつけるプラットフォームを提供する事業者のみが登録義務の対象となると読むのが合理的な解釈であるように思われます。

ただ、本 Notification に基づく登録手続きがどのようなものになるのかは 2023 年 8 月 18 日現在で未公表であることもあり、具体的にどういった事業者がどのような形で登録を行うことが求められるのかは明らかではありません。仮にインターネットを利用した販売活動を行っている全ての事業者が登録義務の対象となるのだとすると、既存事業者にも一定の影響があり得ることから、本 Notification の実務運用に関しては、今後の MOC の動向を注視していく必要があります。

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

☎ 03-6266-8566 (東京)

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーベトナムコーヒー（Cà Phê）よもやま話ー

一日の始まりは一杯のコーヒーから。あるいは、昼食後にコーヒーを飲んでほっと一息…。毎日の生活にこのカフェイン飲料が欠かせない、という方も多いのではないのでしょうか。意外と知られていないかもしれませんが、ここベトナムは、コーヒー豆栽培の適地とされる Coffee Belt に位置することもあり、世界のコーヒー豆生産量ランキングで、ブラジルに次ぐ世界第2位を誇るコーヒー豆大国です（ちなみに、ロブスタ種に限ると、その生産量は世界第1位を誇ります。）。

カフェ文化が発達しているこの国では、街の通りごとに個性豊かなカフェが点在し、朝から晩まで、いたるところでお茶やコーヒーを嗜む人を多く見かけます。ベトナムコーヒーの歴史は、フランス植民地時代まで遡り、1860年頃にフランスから持ち込まれた苦味の強いコーヒーがベトナム人の好みに合致し、適度な気温と雨量に恵まれたベトナムの気候ともあいまって、栽培が盛んになったと言われています。



（↑）濃い目に抽出し、練乳等で味を調整するのが一般的です。



（↑）ミルクコーヒー（北部ではブラウンコーヒーとも呼ばれます。）

（↓）ココナッツコーヒー



そんなコーヒーと歴史の深いベトナムには、ブラックコーヒーに留まらず、様々な種類のコーヒーが存在します。卵黄、砂糖、練乳を混ぜて作るベトナム発祥のエッグコーヒー（Cà phê trứng）や、ココナッツミルク、アイス等を掛け合わせたココナッツミルクコーヒー（Cà phê cốt dừa）、その他にも、アボカド、練乳、生乳をミキサーにかけて作るアボカドコーヒー（Cà phê bơ）なるものまで、そのバリエーションは豊富です。

さて、かくいう私は、最近健康も兼ねて“バターコーヒー”にハマっており、毎朝嬉々としてバターをコーヒーに溶かしております。ベトナム人の同僚達からは「変わったコーヒーを飲んでいるね！」とからかわれておりますが、「それを言うなら、卵黄やアボカドを混ぜるのだって…」という言葉が喉元から出かかると抑えつつ、独創的なコーヒーを編み出してきたベトナム人達なら、試してみれば案外受け入れるのではないだろうか、と密かに思っています（とはいえ、コーヒーには一家言あるベトナム人。勧めても、おいそれとは飲もうとしません。）。

MHM Asian Legal Insights

皆様が普段嗜んでいるコーヒー、たまには、生産国に思いを馳せてみては如何でしょうか。もしかすると、ここベトナムで栽培、生産されたコーヒー豆が、その至福のひとつの一翼を担っているかもしれません。

(弁護士 加藤 史矩)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー [『～3時間で理解する！～企業における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様を踏まえて基礎から実務上のポイントを詳説～』](#)

開催日時 2023年9月4日（月）14:00～17:00

講師 田中 浩之

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー [『Web3・NFT・メタバース』](#)

開催日時 2023年9月11日（月）19:45～21:00

講師 増田 雅史

主催 筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群
- セミナー [『企業によるジェネレーティブ AI（Chat GPT など）の利用をめぐる法律問題～大規模言語モデル・画像生成 AI 等の利用にあたっての実務上のポイント～』](#)

視聴期間 2023年9月15日（金）10:00～2023年10月16日（月）17:00

講師 田中 浩之

主催 株式会社プロネクサス
- 論文 「WTO アンチダumping等最新判例解説（97）国家安全保障を理由とする追加関税とセーフガード」

掲載誌 国際商事法務 Vol.51, No.7

著者 宮岡 邦生
- 本 『アジア新興国の M&A 法制（第4版）』

出版社 株式会社商事法務

著者 武川 丈士、小松 岳志、小島 義博、梅津 英明、関口 健一、佐藤 貴哉、細川 怜嗣、花村 大祐、大林 尚人（編著）
石本 茂彦、土屋 智弘、江口 拓哉、高谷 知佐子、田中 光江、秋本 誠司、江平 享、小山 洋平、眞鍋 佳奈、川村 隆太郎、埴 晋、佐伯 優仁、井上 淳、臼井 慶宜、岸 寛樹、園田 観希央、竹内 哲、西本 良輔、増田 雅史、新井 朗司、西尾 賢司、田中 亜樹、喜多野 恭夫、畠山 佑介、御代田 有恒、山本 健太、岩澤 祐輔、大西 敦子、小林 高大、千原 剛、大段 徹次、毛阪 大佑、齋藤 悠輝、福島 翔平、片野 泰世、シャハブ 咲季、筑井 翔太、原田 昂、木内 遼、小坂 翔子、小林 花梨、紫垣 遼介、鋤崎 有里、滝口 浩平、立元 寛人、逸見 優香、松尾 博美、菊池 春香

MHM Asian Legal Insights

重富 賢人、野々口 華子、パヌバン・ウドムスワンナクン
プームパット・ウドムスワンナクン（共著）

NEWS

▶ ジャカルタオフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィス*（*提携事務所）は、この度、2023年7月25日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

Treasury Tower 2F, SCBD, Lot 28 District 8,
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Senayan, Kebayoran Baru,
Jakarta Selatan, Jakarta 12190, Indonesia
TEL : +62-21-3020-0222

※オフィスの TEL に変更はございません。

業務開始日：

2023年7月25日（火）

▶ インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービスの開始について

森・濱田松本法律事務所は、インドネシア・ジャカルタにおいて、本年7月までインドネシア投資省（BKPM）ジャパンデスク担当として活動していた本間 久美子 氏（以下「本間氏」）を迎え、ストラテジック・インテリジェンスサービスの提供を開始することを決定いたしました。

ストラテジック・インテリジェンスサービスとは、インドネシア現地の政治・経済・各種統計情報等をインドネシア語の一次情報から収集し、当該情報を多面的に分析すること、当該分析結果を当地事情も踏まえて立体的に提供しつつ、必要に応じた政府機関への働きかけについてもサポートすることを内容としたサービスとなります。

インドネシアでは、既存事業拡大や新規事業開始等の経営戦略を検討する際に、必ずしも文字化されていないインドネシア政治・経済・業界動向の動きを把握することや、散逸している情報を統合し、多角的な分析を行うことは必ずしも容易ではありません。ストラテジック・インテリジェンスサービスは、このようなお悩みを持たれているクライアントの皆様のニーズにお応えし、インドネシアにおける経営戦略の検討と実行に活かしていただくためのサービスとなります。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、インドネシアでの日本政府機関

MHM Asian Legal Insights

等での職務経験が長く、また、直近では BKPM ジャパンデスクとしてインドネシア政府側にも入って活動をしてきた本間氏が中心となり、ジャカルタオフィスと一体となって提供させていただきます。本間氏はインドネシア語も堪能であり、日本政府機関・インドネシア政府の立場から、各種産業データを始めとするインドネシアの政治経済動向を長年に亘って取り扱っているプロフェッショナルです。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、従来の法務サービスに追加される新たな形のサービスであり、この機能の追加により、ジャカルタオフィスが提供する法務サービスについても、法令改正等の背景にある政治経済状況や業界動向をより深く理解した上で、更に深い法務アドバイスの提供をさせていただきます。

今後も、ジャカルタオフィスと本間氏が一体となって、クライアントの皆様のインドネシアにおける、Firm of Choice となれるよう、更に尽力して参ります。

ストラテジック・インテリジェンスサービスの業務開始は、本年 8 月下旬を予定しておりますが、改めて開始時にはお知らせをさせていただきます。

【本間 久美子 氏略歴】

バンドン工科大学において 4 年間博士課程の研究を行い、その後、インドネシアにおいて日本国大使館及びジャカルタジャパンクラブ（日本商工会議所）にて執務（2014 年～2019 年）。2019 年から 2023 年 7 月まで JICA 専門家として BKPM ジャパンデスク担当として活動。比較文明学博士（立教大学）。

➤ IFLR1000 2023 にて高い評価を得ました

当事務所と当事務所の弁護士が日本において以下の通り高い評価を受けております。さらにシンガポール、タイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）及びベトナムにおいても以下の分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。

分野

JAPAN

Tier 1

- ・ Banking
- ・ Capital markets : Debt
- ・ Capital markets : Equity
- ・ Capital markets : Structured finance and securitisation

MHM Asian Legal Insights

- M&A
- Private equity
- Project development
- Project finance

THAILAND

Tier 1

- Banking and finance
- Project development

Tier 2

- M&A
- Restructuring and insolvency

Tier 3

- Capital markets : Debt
- Capital markets : Equity

MYANMAR

Tier 2

- Financial and corporate

Tier 3

- Project development

VIETNAM

Active

- Financial and corporate